

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

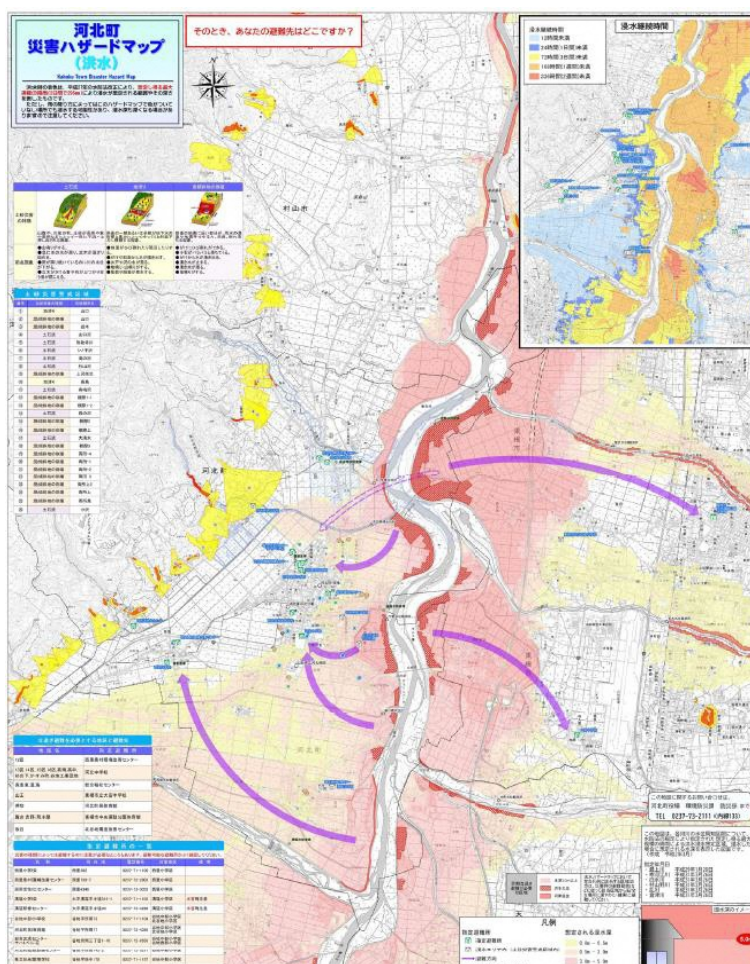
I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 自然災害の被害の想定

【洪水・土砂災害：ハザードマップ】

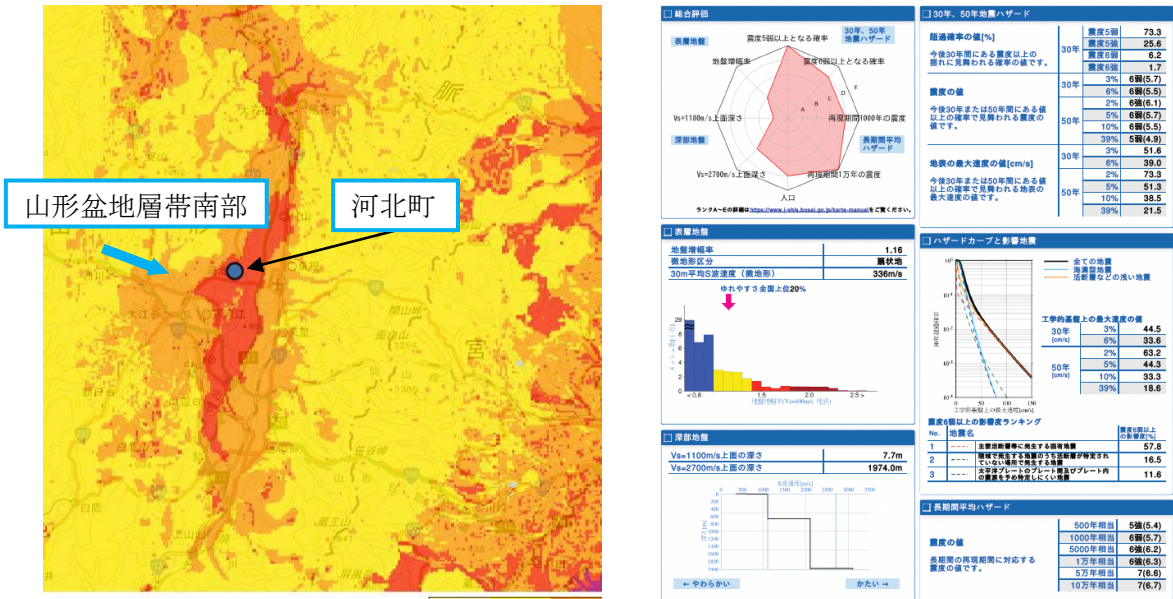
- ・ 当町の、主な河川は、最上川水系、最上川に注ぐ支流の古佐川、楨川といった河川がある。
- ・ 当町のハザードマップによると当会が立地する市街地地域においては3m未満洪水、谷地南部、新吉田、押切、下野地域等においては5mを超える洪水被害の他、谷地西部、西里地域においては土砂災害の被害が生じる恐れのあるエリアとなっている。



(河北町洪水・土砂災害ハザードマップ)

【地震：J-SHIS】

- ・ 本町に最も影響を及ぼす地震は「山形盆地層帯南部」の地震であり、地震ハザードカルテ 2024年基準によると、30年以内に震度5強以上の地震が発生する確率が、25.6%となっている。



(J-SHIS (日本防災研究所) 2024年版データを引用)

【その他】

- 当町では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。近年では令和2年7月28日から29日にかけて記録的な雨量が観測され、最上川の本・支流で内水氾濫が生じ、内水面上昇による浸水被害が生じた。

被害状況	R2.7.28からの豪雨被害件数等
人的被害	なし
建物被害	床上浸水 11戸 床下浸水 83戸
農作物被害	約276ha
農道、林道	54件
大規模冠水	9件
町道被害	11カ所
最上川破損	8カ所
被災事業者	24事業所
その他被害	停電1,469戸、断水1戸

②感染症の被害の想定

- 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し世界的に大きな流行を繰り返している。
- また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

【人員に対する影響】

- 新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の場合、従業員やその家族のり患による出勤率の低下といった人的被害が中心となり、事業継続に必要となる人員数が不足し、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。
- 被害期間については、自然災害は瞬間的であるのに対して、感染症の影響は効果的なワクチンが

開発されるまで長期にわたり、影響予測は極めて困難となる。

【資金繰りに関する影響】

- ・感染症の流行が数か月にわたる長期となることが予想されるため、確保すべき資金は、早期復旧に必要な一時的な資金ではなく、事業縮小や停止に耐えられる固定費（給与、家賃）が中心となる。感染症の影響は長期にわたるため、多額の固定費が必要となり、経営を圧迫することが考えられる。

【風評被害】

- ・職場において患者が発生した場合、自宅待機を余儀なくされるとともに、事実の公表と併せて事業所内の消毒や一定期間の閉鎖が必要になる。これらを怠ると世間から非難を浴び、風評被害により事業継続が困難になることも考えられる。

(2) 商工業者の状況

- ・管内商工業者数 781者
- ・小規模事業者数 663者

【内訳】

	業 種	商工業者数	小規模事業者数
商 工 業 者	農林業	12	12
	建設業	154	152
	製造業	100	77
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1
	情報通信業	1	1
	運輸業、郵便業	15	11
	卸売業、小売業	213	153
	金融業、保険業	8	8
	不動産業、物品貸借業	19	19
	学術研究、専門・技術サービス業	28	27
	宿泊業、飲食サービス業	65	54
	生活関連サービス業、娯楽業	102	94
	教育、学習支援業	21	18
	医療、福祉	11	11
	複合サービス事業	5	4
	サービス業（他に分類されないもの）	26	21
	合 計	781	663

※統計名：令和3年経済センサス-活動調査より

(3)これまでの取組

①当町の取組

- ・河北町地域防災計画、河北町国土強靱化地域計画の策定
 - ・河北町防災マップ、洪水ハザードマップの作成
 - ・河北町防災訓練の実施
 - ・河北町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国、地方行政の施策等の周知
- ・山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」等取扱損害保険会社と連携した損害保険等への加入促進
- ・商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握

II 課題

当町における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

(1)事業者におけるBCPの策定

- ・管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者は、ごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。
- ・普及・啓発活動についても、町・商工会の連携による取組がなされていない状況であり、更なる推進のためには連携、取組の強化が必要不可欠である。

(2)策定支援のスキル習得

職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

(3)新型感染症対策の行動計画の周知が不十分

地域や職場における予防対策や協力要請等について、十分に認知している事業者は少ない。行動計画を適切に実施することが、予防は勿論、新型感染症等が発生した場合の拡大防止に繋がると考える。地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(4)災害時の被害の把握・報告ルート及び連携体制の確立

発災後速やかな状況確認、応急対策や復興支援策が行えるよう、被害情報報告ルートや組織内における体制、関係機関との連携体制を構築しておく必要がある。

III 目標

(1)管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2)職員の策定支援スキルの向上

災害発生後、速やかな復興支援が行えるよう、山形県商工会連合会等が主催する職員向け研修会を活用して職員の支援スキルを向上させる。

(3)新型感染症対策の行動計画の周知

地域や職場における予防対策や協力要請等について、地区内小規模事業者に対して予防措置や、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、保険等の制度を周知する。

(4)速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、当町、当会との間における被害情報報告ルートを構築するとともに、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と河北町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- 当町の地域防災計画等との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

<巡回・窓口指導及び広報等による普及啓発>

- 経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業者の立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知するとともに、感染症の拡大が事業に与える影響（従業員不足、売上減少、固定費負担増加等）を軽減するための対策や今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 小規模事業者に対し、「山形県版BCPモデル」を支援ツールとして活用し、事業者BCP（簡易的計画含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 会報や町広報、商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業所BCP策定に取組む事例等の紹介等を行う。

<職員の支援スキルの向上>

- 事業継続計画の策定支援に必要となる知識を全国商工会連合会が提供する「経営指導員WEB研修」を受講することで習得する。
- 損保会社等と連携し、職員向けの勉強会を通して経営指導員等が損害保険や共済などの内容を習熟させ、計画実施支援に必要となる知識、スキルを習得する。

<リスク管理のチェックとリスク軽減策の提案>

- 会員巡回において、経営リスクの現状把握と現状の備えについてヒアリングやチェックシートなどを用いて認知度を高めていく。
- 全国商工会連合会作成の「リスク管理チェックシート」を活用し、マンパワー不足の小規模事業者が多岐にわたる経営リスクを簡易的に把握し、事業者自身が事業環境の変化に対応しながらリスク軽減への取組を行えるよう提案する。
- 備えができていないリスク軽減のために必要となる損害保険等の紹介や見直しに係る相談を実施する。



(リスク管理チェックシート)

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- 河北町商工会事業継続計画を令和8年度中に作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・職員を対象とした関係団体や損保会社等が開催する研修会に参加し、リスクマネジメントや小規模事業者向けBCP策定などの支援スキルを習得する。
- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、管内事業者に対して普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行い、結果を基にフォローアップを行う。
- ・当会及び当町で適宜、電話やメール等で支援情報等を共有するほか、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

< 安否確認の対象と目安時間 >

- ・安否確認の際は、「本人・家族の被災状況」「近隣の家屋被害や道路状況などの大まかな被害状況」「業務従事の可否」について可能な限り情報を収集する。

団体名	対象と目安時間
河北町商工観光課	○職員：発生後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
河北町商工会	○職員：発生後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認 ○三役：3時間以内に携帯電話にて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

〔被害状況のデータベース化〕

- ・「商工会災害状況報告システム」を活用し、被害状況を随時データベース化し共有する。※商工会災害状況報告システム主な入力項目
事業者名、地区、人的被害状況（経営者・家族・従業員の安否）、物的被害状況（店舗工場、商品・製品、設備・備品等の状況）、被害額、状況写真、他（必要な物資、要望等）
- ・出勤不可能となることも予想されるため、入力手順、パスワードは当会職員で共有する。

< 安否確認結果の連絡窓口 >

団体名	連絡窓口		報告先
	第1順位	第2順位	
河北町商工観光課	課長	課長補佐	災害対策本部
河北町商工会	事務局長	商工振興課長	山形県商工会連合会

<感染症への対応>

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、河北町新型インフルエンザ等対策行動計画における河北町新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、町商工観光課長と当会事務局長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。但し、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後の出勤とする。

<被害規模の目安と応急対応の内容>

被害規模	被害の状況	応急対応の内容
大規模な被害がある	1. 地区内の 10 % 程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 1 % 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない。若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	① 応急相談窓口の設置、相談業務 ② 被害調査、経営課題の把握 ③ 支援施策の立案、実行
被害がある	1. 地区内の 1 % 程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 0.1 % 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	① 応急相談 窓口の設置、相談業務 ② 被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害がない	1. 目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等共有間隔】

期 間	情報共有の間隔
発災～1 週間以内	1 日に 3 回（9 時、12 時、16 時）共有する
2 週間以内	1 日に 2 回（11 時、16 時）共有する
1 ヶ月以内	1 日に 1 回（16 時）共有する
1 ヶ月超	新たに被害情報を把握した際に共有する

【感染症に係る対策】

当町で取りまとめた「河北町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

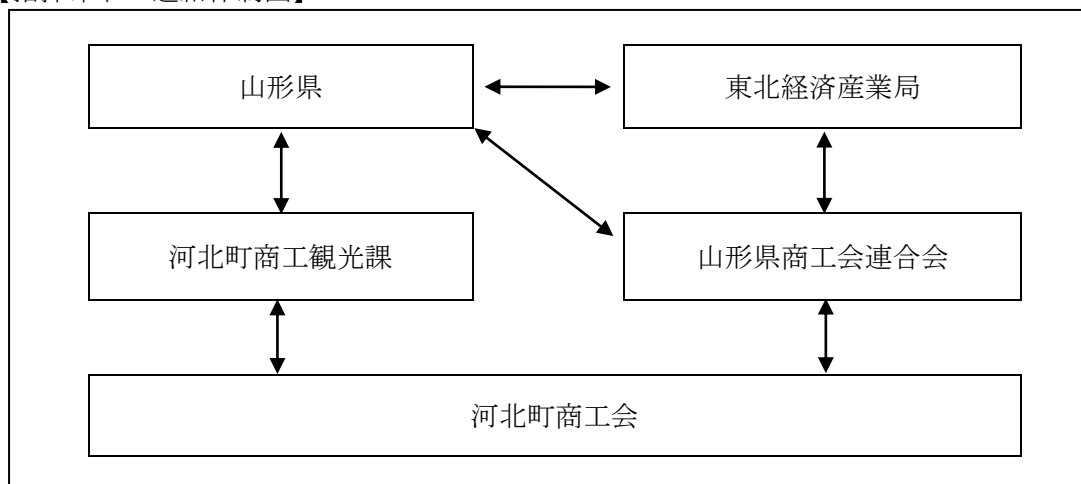
<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築するとともに、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域で

の活動を行うことについて決める。

- 2) 当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 3) 当会と当町が共有した情報を、山形県の指定する方法にて当会又は当町より山形県へ報告する。
- 4) 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を山形県の指定する方法にて当会又は当町より山形県へ報告する。

【指揮命令・連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 特別相談窓口の開設

- ・当会は、町と協議のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を開設する。
- ・国や県、山形県商工会連合会からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置する。
- ・感染症の場合においても、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 地域内小規模事業者等の被害状況確認

- ・災害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。
- ・安全確認後の巡回訪問による聞き取りにあたっては、商工会災害状況報告システムへの報告項目を参考に、被害項目等を予め記載したヒアリングシートを作成し、迅速な被害状況の把握に努める。

【時間経過とともに必要となる被害調査等】

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災地区の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状況、風評等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り

3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手続き等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、相談窓口をはじめとして、巡回、電話、会報、ホームページ等、可能な限りのあらゆるツールにより小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 1) 山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

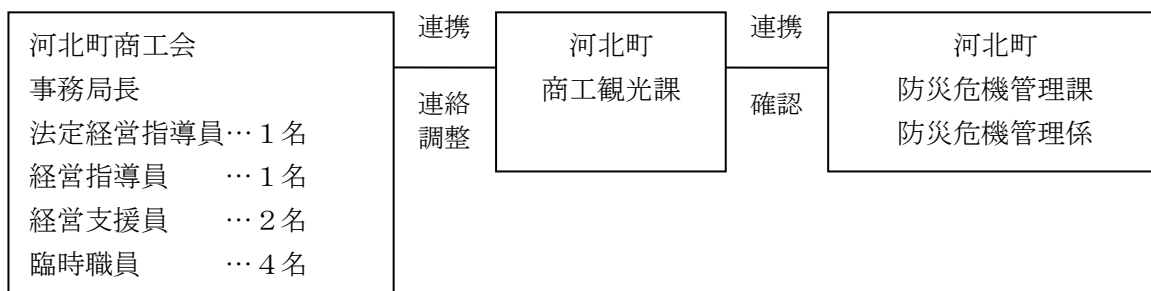
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：鈴木 大裕 連絡先：河北町商工会 (Tel. 0237-73-2122)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

河北町商工会

〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地字月山堂654-1

TEL : (0237) 73-2122 FAX (0237) 73-2124

E-mail kahoku@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

河北町商工観光課地域産業振興係

〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地戊81

TEL : (0237) 73-5162 FAX (0237) 72-7333

E-mail syoko@town.kahoku.yamagata.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1. 専門家派遣費	200	200	200	200	200
2. セミナー等開催費	300	300	300	300	300
3. パンフ、チラシ作成費	150	150	150	150	150
4. 防災、感染症対策費	350	350	350	350	350

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金（国補助金、県補助金、町補助金）、自己財源（会費収入、受益者負担金）等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

